

調査事業に係る事後評価記載様式

<p>総合評価</p> <p>全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。</p> <p>法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握するために、必要な調査を行った。</p>

<p>連携計画策定調査の総合性・整合性</p>
<p>1 調査の範囲</p> <p>当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。</p> <p>事業者ヒアリングや住民アンケートを実施したことにより、地域における問題点や課題を把握している。</p> <p>当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。</p> <p>事業者ヒアリングや住民アンケートを実施し、分析することにより、公共交通以外の問題点や課題として、道路の現状等との関係を整理した。</p>
<p>2 地域公共交通に関する目標の設定</p> <p>地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。</p> <p>地域特性を考慮した目標として、 公共交通不便地域における持続可能な公共交通サービスの提供 バス利用者数の増加 を設定した。</p> <p>上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。</p> <p>事業者ヒアリングや住民アンケートの結果を基に、地域特性を考慮した計画を策定しており、ニーズを踏まえたものとなっている。</p>
<p>3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係</p> <p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。 また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。</p> <p>特性を考慮したうえで、地区毎の目標を達成するための事業案を選出した。また、地区にあった事業計画を策定したことから合理的なものになっていると考えている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>法定協議会において、計画(素案)を策定する中で、事業の内容やそのスケジュールについて具体的に検討した。</p>
<p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>来年度に実際に行う事業(実証実験)については、今後、協議会に諮り決定するため、具体的な評価基準等は決定していないが、現在のところ、利用者アンケートや、利用者数により評価基準を決定することを想定している。</p>
<p>事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>法定協議会において、計画素案を策定する中で事業の実施主体について検討した。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>当協議会は、基本的には現在のところ国の補助金及び市の負担金のみにより運営を行っている。来年度は国については不明であり、市については現在財政当局と協議中である。しかし、財源に関しては確保に努めてまいりたい。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>事業が決定していないことから実施環境が整っている状況にはないが、今後事業を決定する過程での協議対象と考えている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>	
1	<p>協議会における審議体制等</p> <p>協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p> <p>平成21年2月に開催された第2回協議会で平成21年度事業計画について協議し決定した。今年度は、その事業計画に定めた内容に基づき協議会を開催し、調査事業の進め方、実施状況について審議を行っている。また、協議会終了時には次回協議会の議事内容を各構成員に説明している。</p> <p>協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p> <p>住民代表の委員が協議会に参加しており、交通不便と感じられるであろうと思われる市民を対象に、公共交通に関するアンケート調査を行い（5000通発送、約32%回収）、この結果を受けて今後の計画策定に向けた検討を行うことや、素案が完成後パブリックコメントを募集することから、住民の意見が反映される仕組みとなっている。</p>
2	<p>協議会における審議</p> <p>調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</p> <p>平成21年2月に開催された第2回協議会で平成21年度事業計画について協議し決定した。今年度は、その事業計画に定めた内容に基づき、協議会を4回開催し、調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたことから適切に開催されたものと考えている。</p> <p>協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</p> <p>法定協議会の運営規定において、会議の公開及び会議録の公開が規定されている。今年度においては、4回の協議会は全て公開により開催し、会議録は船橋市のホームページにおいて公開を行っている。</p>
3	<p>地域関係者の実質的な合意形成</p> <p>地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p> <p>計画(素案)が策定されたことから、合意が形成されたといえる。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。